

和歌山県最低賃金が改定されました

本年（令和元年）10月1日から和歌山県最低賃金は時間額830円となります。

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度として定め、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

注1）最低賃金は常用労働者だけでなく、臨時、パートタイマー、アルバイト等の呼称や労働者の年齢にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

注2）最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当、賞与等は含まれません。

注3）派遣労働者については、派遣先の地域別（又は産業別）最低賃金が適用されます。

注4）「鉄鋼業」、「百貨店、総合スーパー」については、和歌山県最低賃金以外にそれぞれの産業別最低賃金が適用されます。

詳しいことは、和歌山労働局労働基準部賃金室（TEL:073-488-1152）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。